

＜特別決議＞ 国立大学法人法案に反対する

5月16日、国立大学法人法案が衆院文部科学委員会で可決されたが、本法案が国会に提出され、可決されるまでの経過においても、法案の内容そのものにおいても重大な問題がある。

経過においては、2月10日の国立大学長会議で「法案の概要」が説明されて以来、2月20日の国大協「法人化特別委員会」には多くの批判的な意見が寄せられ、2月24日の国大協理事会では多くの大学から「法案の概要」に対する批判や疑問の表明に加えて、国大協の臨時総会開催を求める議論が大勢を占めた。その後、国大協は臨時総会を開催せず、法案に対する国大協の意見はまとまっていない。一方、政府は、2月25日の長尾会長の「理事会における検討の結果について（報告）」を受けて、2月28日に国立大学法人法案を含む関係6法案を閣議決定し、通常国会に提出した。その際に文部科学省は各政党に対して「国大協の意見が賛成でまとまったので法案を提出する」と事実を反する説明をしてきたが、これは問題である。その後、4月3日の衆議院本会議での法案の趣旨説明と野党の代表質問、4月16日開始の文部科学委員会での審議、4月23日と5月7日の参考人質疑などを通じて法案の問題点が次々と出てきており、これらに対してまともな答弁はできていなかった。このような経過の中で昨日の採決が行われたことは重大な問題である。

法案の内容に関しては、国立大学法人法案の主な問題点は次のようであると考えられる。

1. 法案は「独立行政法人通則法」から独立しておらず、多くの条文は「通則法」の規定が準用されている。法案には大学の「中期目標」を文部科学大臣が定めること、学長を大臣が任免することなどが盛り込まれており、教育研究への国の介入が強まり、大学の自主性が損なわれる恐れがある。
2. 「経営協議会」と「教育研究評議会」が分離され、過半数の学外者で占められる「経営協議会」が優位に立ち、学長も学外者が半数を占める「学長選考会議」で選ばれるなど、政府や企業の意向によって教育研究が大きく左右される危険性をはらむ。
3. 学長・役員会の権限が強化されて従来の教授会は形骸化され、その結果自由な教育研究が衰退する恐れがある。
4. 法案が予定する大学評価システムは資源配分や大学の改廃とつながっており、教育研究が目先の成果に左右される恐れが強く、政府・文部科学省による統制強化の道具に使われる危険性が大きい。
5. 「法人」が国立大学の設置者になることは、大学の教育研究に対する国の財政責任を曖昧にさせ、多くの大学をひたすら資金獲得の競争に向わせかねない。

以上の論点に基づいて、日本科学者会議京都支部は以下のことを強く要望する。

1. 経過においても、法案の内容においても重大な問題を持つ国立大学法人法案は廃案とするべきである。
2. 国大協は臨時総会を直ちに開催し、法案について真摯に議論するべきである。

日本科学者会議京都支部は、国民各層と共同して学問の自由、大学の自治を守り、大学を知の創造と継承の拠点として発展させるために活動していくことを表明するものである。

2003年5月17日
日本科学者会議京都支部第37回定期大会